

厚生労働省北海道労働局発表
令和7年10月6日

担
当

厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課
課長 十倉 正直
主任監察監督官 小田桐 和宏
電話 011-709-2311（内線 3541）

報道関係者各位

賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導結果（令和6年）を 公表します

～行政指導により、合計4億5,100万円の支払いを指導～

北海道労働局（局長 むらまつ たつや 村松 達也）は、このたび、令和6年に賃金不払が疑われる事業場に対して、管下の労働基準監督署・支署が実施した監督指導の結果を取りまとめましたので、公表します。

北海道労働局では、引き続き賃金不払事案の解消に向け、監督指導を徹底していきます。

また、倒産により解決が困難な事案については、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づく未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用してまいります。

【監督指導結果のポイント（詳細 別紙）】

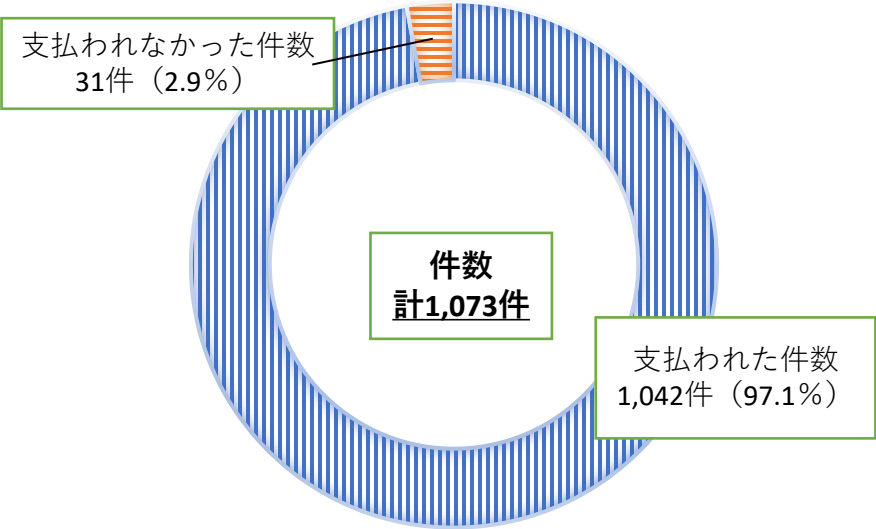
- 令和6年に北海道の労働基準監督署（支署）で取り扱った賃金不払事案の件数、対象労働者数及び金額は以下のとおりです（※1、2）。
 - 件数 1,073件（前年比 -21件）
 - 対象労働者数 6,354人（同 -1,375人）
 - 金額 4億5,100万円（同 -7,397万円）
- 労働基準監督署（支署）が取り扱った賃金不払事案（上記1）のうち、令和6年中に、労働基準監督署（支署）の指導により使用者が賃金を支払い、解決されたものの状況は以下のとおりです（※3）。
 - 件数 1,042件（97.1%）
 - 対象労働者数 6,158人（96.1%）
 - 金額 3億9,744万円（88.1%）

※1 令和6年中に解決せず、事案が翌年に繰り越しになったものも含まれます。

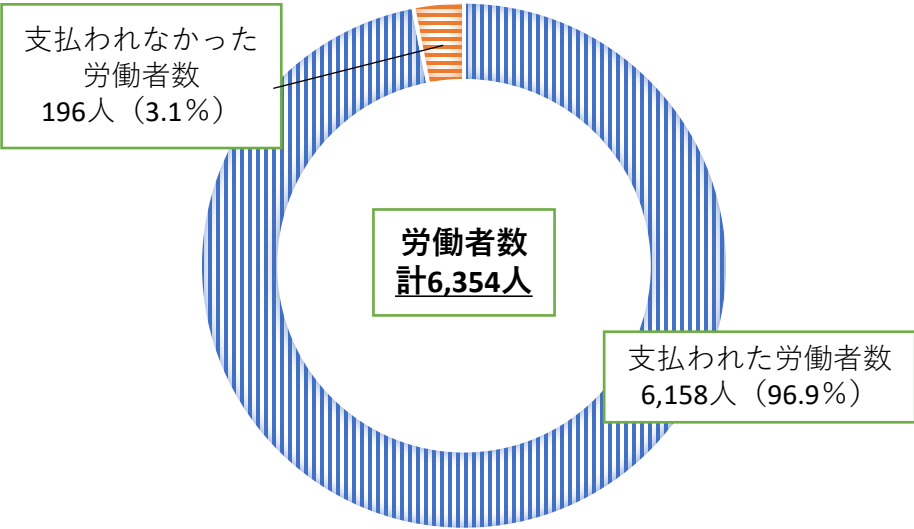
※2 倒産、事業主の行方不明により賃金が支払われなかったものも含まれます。

※3 不払賃金額の一部のみを支払ったものも含まれます。

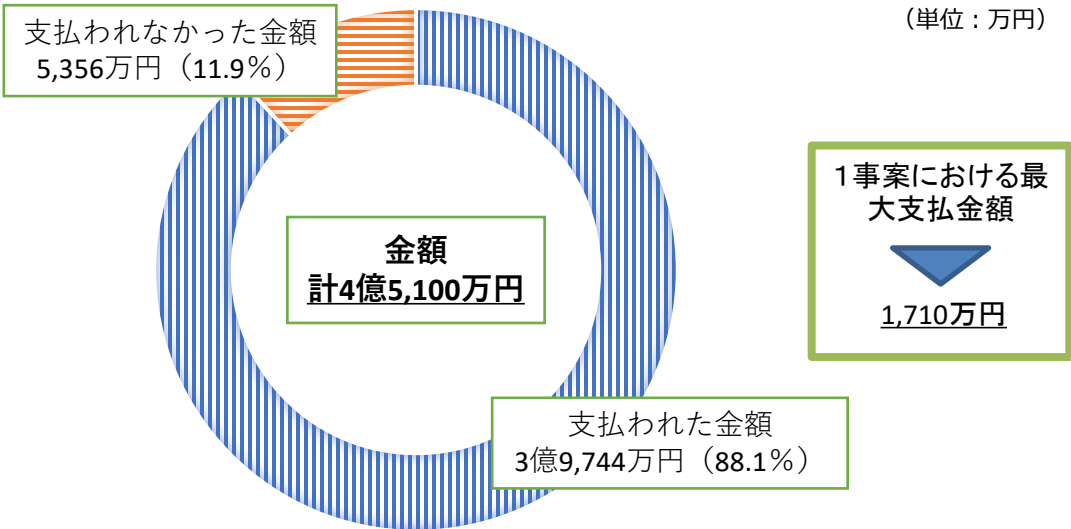
① 件数



② 対象労働者数



③ 金額

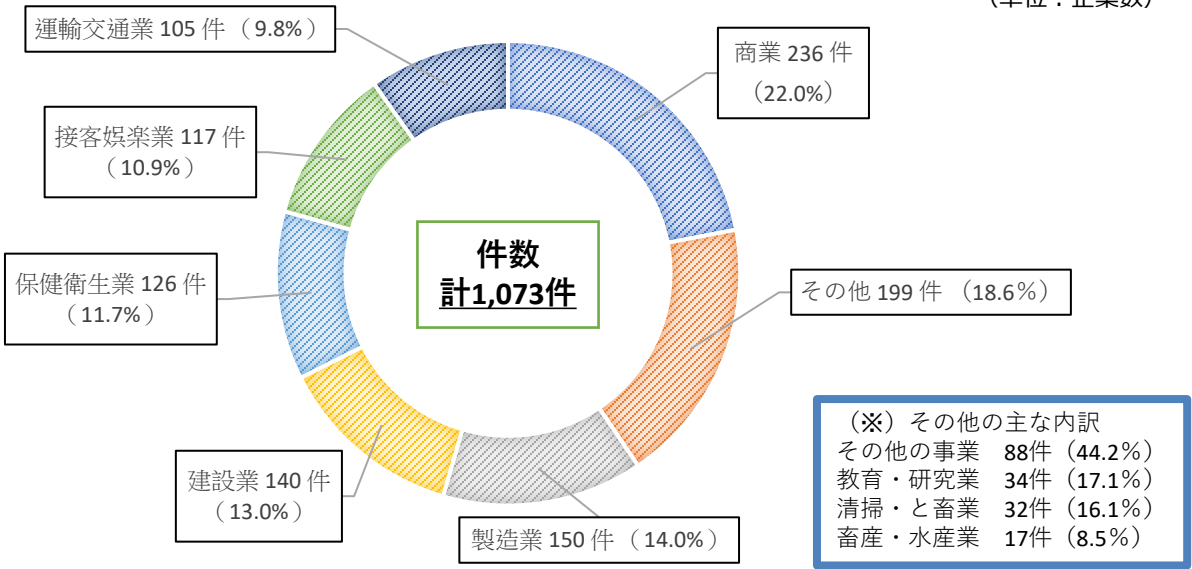


（※ 1）令和6年中に解決せず、事案が翌年に繰り越しになったものも含まれます。
（※ 2）倒産、事業主の行方不明により賃金が支払われなかったものも含まれます。
（※ 3）不払賃金額の一部のみを支払ったものも含まれます。

2. 業種別の監督指導状況（令和6年）

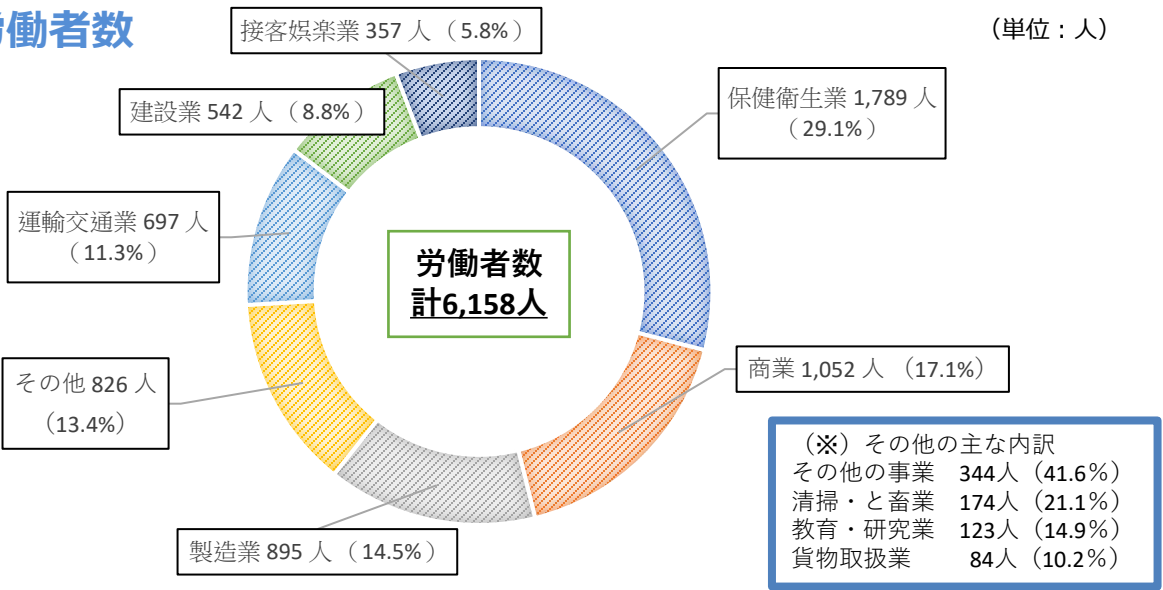
① 件数

（単位：企業数）



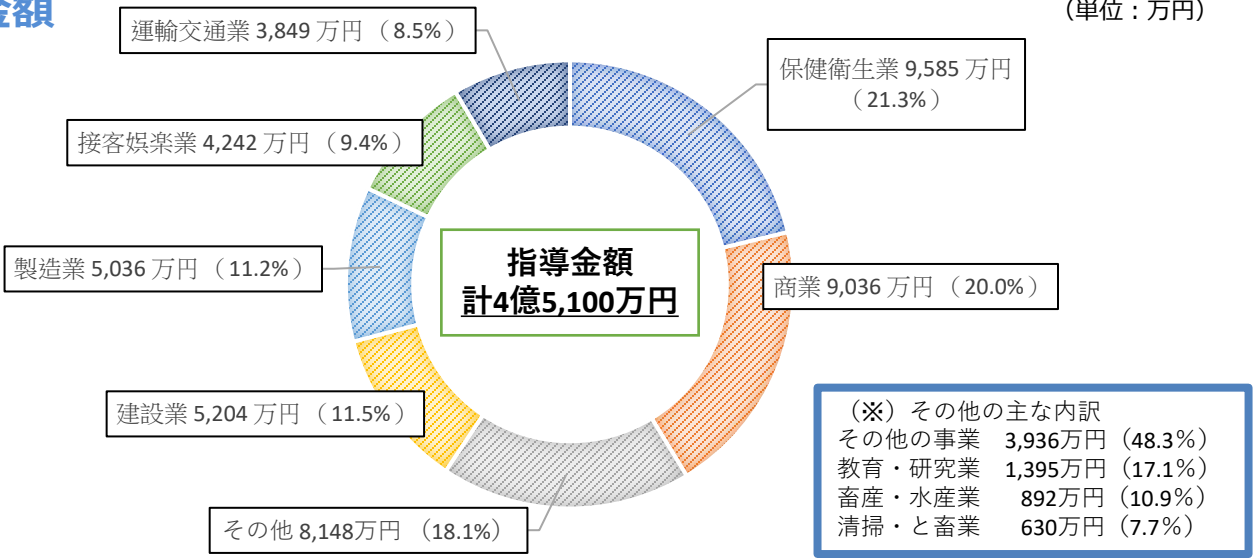
② 対象労働者数

（単位：人）



③ 金額

（単位：万円）



(※ 1) 令和6年中に解決せず、事案が翌年に繰り越しになったものも含まれます。
(※ 2) 倒産、事業主の行方不明により賃金が支払われなかったものも含まれます。
(※ 3) 不払賃金額の一部のみを支払ったものも含まれます。

監督指導において 賃金不払が認められた事例

事例 1

事案の概要

建設業の事業場に立入調査を実施した。

各労働者の賃金支払状況を確認したところ、現場作業に従事する労働者に支給している現場手当や資格手当等を割増賃金の算定基礎に含めずに割増賃金の計算を行い、支払が行われていた。

労働基準監督署の指導

◆ 割増賃金の一部不払を是正勧告し、過去に遡っての適正な支払を指導

- 割増賃金の基礎として算入しなければならない賃金を含めた上で、割増賃金を再計算し、差額を支払うよう是正勧告した（労働基準法第37条違反）。
- 就業規則の賃金規程を見直しの上、算定基礎に含める賃金の定義や賃金の支払方法を適正化するよう指導した。

事業場の対応

◆ 過去に遡って割増賃金の不足額を支払うとともに、賃金支払の適正化を実施

- 過去に遡って正しい単価で割増賃金を再計算の上、不足が生じていた労働者に対して、割増賃金を追加で支給した。
- 賃金規程の見直しを行い、割増賃金の適正な支払について明確化し、改訂した就業規則を所轄労働基準監督署長に届け出た。

→ 改善の結果、不足した割増賃金の支払と割増賃金の支払の適正化が図られた。

事例 2

事案の概要

教育・研究業の事業場に立入調査を実施した。

各労働者の賃金支払状況を確認したところ、事業場では、残業申請書により時間外労働時間を申請し、割増賃金の支払を行うルールとなっていたが、実際には残業申請書による運用は行われておらず、固定残業代を超える時間外労働に対する割増賃金が支払われていなかった。

労働基準監督署の指導

- ◆ 割増賃金の不払を是正勧告し、過去に遡り適正な支払を行うこと及び労働時間管理の適正化について指導
 - ・ 時間外労働を再算定の上、固定残業代を超える時間外労働時間に対する割増賃金の不払については是正勧告した（労働基準法第37条第1項違反）。
 - ・ 過去に遡って各労働者からの事実関係の聴き取りを行うなどの実態調査を実施し、差額の割増賃金の支払が必要な場合は追加で支払うよう指導した。
 - ・ 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日、厚生労働省策定）に基づき、残業申請に対する実態の確認等を行い、労働時間管理の適正化に取り組むよう指導した。

事業場の対応

- ◆ 過去に遡って割増賃金の不足額を支払うとともに、労働時間の適正な把握を実施
 - ・ 過去に遡って実態調査を実施の上、割増賃金の支払に不足が生じていた労働者に対して、割増賃金を追加で支給した。
 - ・ 管理者において残業申請書による時間外労働の管理を徹底し、他の記録と突合を行うなどの確認を日々実施することにより、労働時間の適正な把握のための体制を構築した。

→ 取組の結果、不足した割増賃金の支払と労働時間の適正な把握・管理体制の構築、定着が図られた。